

まちの駅クロスピアくみやま 施設使用料

基本使用料

使用区分 施設名等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
交流室1 (20席)	1,200円 (300円)	1,600円 (400円)	1,600円 (400円)	2,800円 (700円)	3,200円 (800円)	4,400円 (1,100円)
交流室2 (20席)	900円 (300円)	1,200円 (400円)	1,200円 (400円)	2,100円 (700円)	2,400円 (800円)	3,300円 (1,100円)
ものづくりサロン (専用使用)	900円 (300円)	1,200円 (400円)	1,200円 (400円)	2,100円 (700円)	2,400円 (800円)	3,300円 (1,100円)
展示ロビー	1ブースにつき1箇月を単位として500円 (1箇月未満については1箇月とみなす)					
産業情報ロビー						

備 考

- 使用料は、基本使用料及び冷暖房使用料とし、()内の額は、冷暖房の使用料を表す。ただし、冷暖房の使用期間は、おおむね6月15日から9月30日及び11月20日から翌年の3月31日までとする。
- 使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。
- 交流室1及び交流室2を同時に使用する場合に限り、ものづくりサロンを専用使用することができる。
- 使用区分の前又は後ろに延長して使用する場合(午後10時以降を除く。)の使用料は、1時間当たり、午前にあつては、午前使用料に3分の1を、午後にあつては、午後使用料に4分の1を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、当該使用は1時間を限度とし、当該使用が1時間未満であるときは、これを1時間とみなす。
- 久御山町に在住、在勤及び在学する以外の者並びに町内に事業所のない企業(久御山町商工会会員を除く。)が使用する場合は、基本使用料に2を乗じて得た額とし、当該使用者が営利を目的とした販売行為をする場合の使用料は、基本使用料に6を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房使用料は別途徴収する。
- その他、特別の設備を設置する場合及びまちの駅附属設備に係る使用料については、実費を勘案して町長が別に定める。